

「伊達市暴力団の排除の推進に関する条例」

【概要版】

1 条例制定の背景

暴力団は、覚せい剤等の密売、窃盗、傷害、詐欺、恐喝、ヤミ金融などの犯罪に関わり資金を獲得するなど、市民の日常生活や経済取引に介入し、市民生活の脅威となっています。

平成4年（1992年）に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）」が施行され、近年では暴力団員の数は減少傾向にありますが、いまだ全国で約28,800人、道内では約2,050人の暴力団員が把握されています（平成24年（2012年）末現在）。

このような状況の中、平成23年（2011年）4月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「道条例」といいます。）」が施行、同年10月までに国内すべての都道府県で同様の条例が施行されるなど、全国的に暴力団排除の機運が高まっています。

暴力団を排除するためには、社会全体で対策に取り組む必要があることから、この度、伊達市においても「伊達市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定し、暴対法、道条例と連携しながら、市民・事業者と一体となり暴力団排除を推進しようとするものです。

2 条例制定の必要性

道条例では、暴力団排除に関する道、道民、道内事業者の責務について定められ、道や事業者が講じるべき措置について規定されていますが、以下の点については定められていません。

- 道民による暴力団の威力の利用禁止や、暴力団に対する利益供与の禁止
- 市町村が発注する公共事業や、市町村が設置する公共の施設の利用からの暴力団排除

このため、市の条例でこれらについて規定し、暴対法、道条例と相互に補完し合い、社会全体で暴力団の排除を進めることが必要です。

3 条例の主な内容

項 目	内 容
目的 (第1条)	この条例は、伊達市における暴力団の排除について基本理念を定め、市、市民および事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団の排除に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。
定義 (第2条)	「暴力団」「暴力団員」「暴力団関係事業者」など、この条例で使う用語の定義を示す条項です。
基本理念 (第3条)	暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民および事業者、関係機関および関係団体による相互の連携・協力のもとに推進します。
市の役割 (第4条)	市は、道、警察をはじめとする関係機関および関係団体と連携し、暴力団の排除に関する施策を実施するものとします。
市民等の役割 (第5条)	市民は、暴力団の排除に対する理解を深め、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。事業者は、行う事業が暴力団を利することのないようにし、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。また、市民および事業者は、暴力団の排除に資すると思われる情報を取得したときは、市・警察などにその情報を提供するよう努めるものとします。
公共事業等における措置 (第6条)	市は、発注する公共工事やその他の事業から暴力団を排除するために必要な措置を講じるものとします。また、公共事業等に関する契約の相手方に対し、下請などの契約相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講じるように求めるものとします。
公共施設に係る措置 (第7条)	市は、市が設置する公共施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じるものとします。
市民等に対する支援 (第8条)	市は、市民および事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、情報の提供など必要な支援を行うとともに、警察と連携し、その安全の確保に配慮するものとします。
広報及び啓発 (第9条)	市は、市民および事業者の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報など必要な啓発活動を行うものとします。
暴力団の威力を利用することの禁止 (第10条)	市民は、債権の回収、紛争の解決などに暴力団員を利用したり、自らが暴力団と関係があること認識させて相手方を威圧したりするなど、暴力団の威力を利用してはいけません。
利益供与の禁止 (第11条)	市民は、暴力団の威力を利用したり、暴力団の活動または運営に協力したりする目的で、暴力団員などに対し金品その他の財産上の利益の供与をしてはいけません。